

第56号議案

豊川市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

豊川市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年豊川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「）又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、人事評価制度の適正な運用を図るため、配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整日を追加する必要があるからである。